

江南市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成 29 年●月

江南市・江南市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の前提となる考え方.....	2
(1) 地域福祉とは.....	2
(2) 江南市の地域の範囲.....	3
(3) 「地域共生社会」の実現に向けて.....	3
2 計画策定の趣旨.....	4
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
第2章 江南市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	7
1 計画策定の前提となる考え方.....	8
(1) 人口・世帯の状況.....	8
(2) 高齢者の状況.....	10
(3) 障害のある人の状況.....	12
(4) 子ども・子育て世帯の状況.....	13
(5) 外国籍市民の状況.....	14
(6) 生活保護世帯の状況.....	15
(7) 地区の状況.....	15
2 アンケート等からみる市民や活動主体者の意識.....	16
(1) アンケート調査結果.....	16
(2) ヒアリング調査結果.....	16
3 地域福祉懇談会からみる江南市の現状.....	16
第3章 計画の基本的な考え方.....	17
1 計画の基本理念.....	18
2 計画の基本目標.....	18
3 施策体系.....	18
第4章 施策の展開.....	19
第5章 重点プロジェクト.....	20
第6章 各地区の方向性.....	21
第7章 計画の推進.....	22
資料編.....	23



第	1	章			
計	画	の	策	定	に
あ	た	っ	て		



1 計画策定の前提となる考え方

(1) 地域福祉とは

①「地域福祉」とは何か

「福祉」という言葉は一般的に、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、困りごとを抱えた特定の人に対するもの、という「社会福祉」の概念でとらえられることが多くなっています。しかし「地域福祉」とは、対象を限定せず、地域のなかの困りごとを、家族や友人、近隣住民、事業所や行政などとの関係性のなかで解決していくための仕組みのことをいいます。つまり、地域福祉は特別なものではなく、誰にとっても身近で関わりのあるものといえます。

住み慣れた地域で安心して暮らせること、そして誰かに支えられ、また誰かの役に立ちながら暮らせることは、心豊かでしあわせな生活につながります。地域福祉とは、そんな地域のしあわせづくりに寄与するものです。

②地域福祉を進めるうえで大切な「自助」「互助」「共助」「公助」

様々な人が暮らしている地域のなかでは、悩みや困りごとにも多様であり、専門的なサービスを利用しないと解決できないこともあれば、隣近所のちょっとした気づきや手助けで解決できることもあります。そこで大切となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

自分でできること（自助）、住民同士の助け合いでできること（互助）、介護保険などの制度化された支え合いの仕組みでできること（共助）、公的な制度（公助）、この「自助」「互助」「共助」「公助」を最適に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決の仕組みづくりをしていくことが大切です。

図挿入予定

③「地域福祉」を進めるうえでの江南市の地域の範囲

江南市には小学校区や中学校区、高齢者福祉における「日常生活圏域」など、様々な地域の範囲があり、地域の範囲によってできることは異なります。例えば高齢者世帯の見守り・声かけを行おうとするときには、隣近所といったより身近な範囲での活動が効果的となります。一方で、組織的な対応が必要な場合は、中学校区や市全域といった比較的大きな規模で取り組む方が効果的です。このように、地域を重層的にとらえ、最も効果を発揮する範囲で取り組みを行っていくことが重要です。

		← 小地域				→ 広域
地域	隣近所	区・町内会	小学校区	中学校区	日常生活圏域	市全域
		約 130 地区	10 校区	5 校区	3 圏域	
地域	<ul style="list-style-type: none"> * 日頃からの声かけ、見守り * 緊急時における避難行動要支援者への支援等の対応 	<ul style="list-style-type: none"> * 区・町内会単位の住民主体の地域福祉活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> * 住民団体による地域福祉活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> * 小学校区単位の地域福祉課題の吸い上げ・まとめ * 住民に身近な相談窓口や支援機関の整備 	<ul style="list-style-type: none"> * 地域包括ケアシステムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> * 全体コーディネート * 専門的な支援・指導・助言

(2) 「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉計画の役割

国では、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。そのなかで、従来高齢者分野に限られていた「地域包括ケア」の理念を普遍化し、個別福祉分野の縦割りにとらわれない包括的な支援体制を構築していくことがめざされており、「地域福祉計画」の重要性が強調されています。

地域福祉計画は、高齢者や障害者など個別の福祉計画の上位計画として位置づけられているものですが、単なる個別計画のまとめ直しではなく、それらを有機的につなげ、また個別計画だけでは網羅できない隙間を補完していく計画としての機能を持っています。特に地域共生社会の実現のために地域住民の参画と協働となるなかで、地域課題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、地域のなかでできることからはじめてみるきっかけづくりの役割を、「地域福祉計画」が担っているといえます。

2 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行や障害のある人の増加、核家族化などによる家族機能の低下や地域社会のつながりの希薄化などを背景に、福祉ニーズが増大しています。さらに、「福祉」の概念自体の変化や、地方分権の推進により、市民の主体的な活動がより一層求められており、公的サービスだけでなく、地域全体で、防犯や防災なども含めた生活全般における支援をしていくことが必要となっています。

市では、これまでに、介護・子育て・障害等の個別計画を策定し、福祉の充実に努めてきました。また、市社会福祉協議会では「江南市地域福祉活動計画」の策定により、地域福祉実践のための計画的な施策の展開を進めてきました。

今後は国で示す「地域共生社会」の理念等を踏まえ、これまでの縦割りごとのサービスを超越し、地域住民全体を巻き込みながら支援の輪を広げ、分野横断的な取り組みを進めていく必要があります。そのうえで、地域福祉推進の基盤となる行政と、地域福祉活動推進の中核的な役割を果たす市社会福祉協議会が、理念と方向性を共有し、連携・協働しながら取り組みを進めていくことが重要となります。そこで、本計画では、行政の策定する「地域福祉計画」と市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、江南市における地域共生社会実現に向けた取り組みを推進します。

3 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会を中心に、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わり地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

本計画においては、地域福祉の推進を全市的に進めていくために、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

また、本市の最上位計画である「江南市総合計画」の方向性に基づき策定するとともに、「江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「江南市障害者計画」「江南市障害福祉計画」「江南市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合性を図りながら策定します。

4 計画の期間

本計画の期間は平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。計画の最終年度である平成 35 年度には、本計画の評価・見直しを行い、次期計画に反映させます。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化した場合は、計画期間中においても柔軟に見直しをすることとします。

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
江南市総合計画	第 6 次										
江南市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	本計画						…				
江南市 介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画	第 7 期		…								
江南市障害者計画	第 3 次										
第 5 期 江南市障害 福祉計画	第 5 期		…								
江南市子ども・子育て 支援事業計画	第 1 次 H27～										
江南市健康日本 21 こうなん計画	第 2 次 H25～					…					



第	2	章			
江	南	市	の		
地	域	福	祉	を	
取	り	巻	く		
現	状	と	課	題	



1 計画策定の前提となる考え方

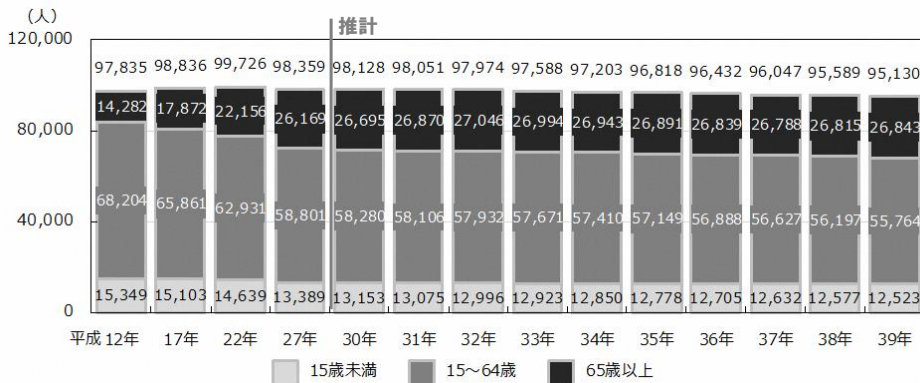
(1) 人口・世帯の状況

①年齢3区分別人口の状況

本市の人口は平成22年をピークに減少に転じており、平成30年以降の推計でも減少傾向が継続することが見込まれています。

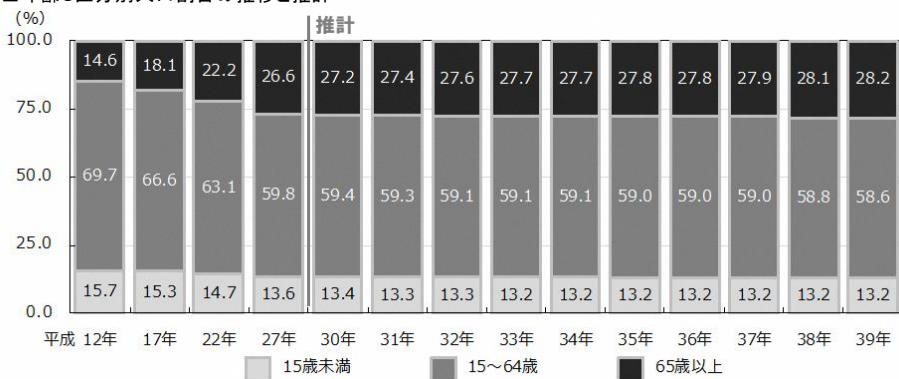
年齢3区分別人口割合の推移と推計をみると、15歳未満、15～64歳の人口割合が減少を続けていくのに対し、65歳以上の高齢者人口割合は増加を続けていくことが見込まれています。

■年齢3区分別人口の推移と推計



資料：平成2年～平成27年…国勢調査
平成30年以降…江南市総合計画

■年齢3区分別人口割合の推移と推計



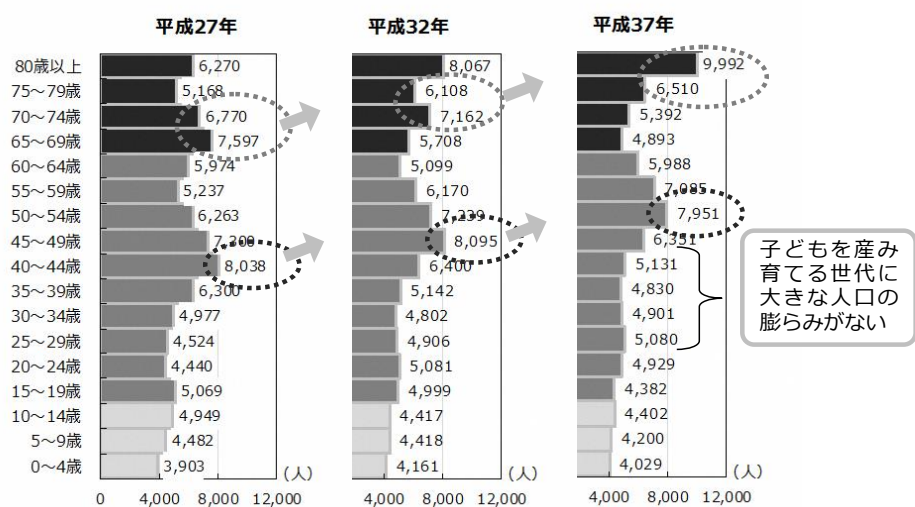
資料：平成2年～平成27年…国勢調査
平成30年以降…江南市総合計画

②人口構成の状況

本市の人口構成は、平成27年時点では40歳代前半の働き盛り・子育て世代、65～74歳の前期高齢者が多くなっています。前期高齢者は今後10年間で後期高齢者に移行し、80歳以上の人が人口の多くを占めることが予想されています。

平成37年の推計では40歳未満の若い世代に大きな膨らみがなく、少子化や人口減少が進行していくことが懸念されます。

■人口構成の変化(推計)

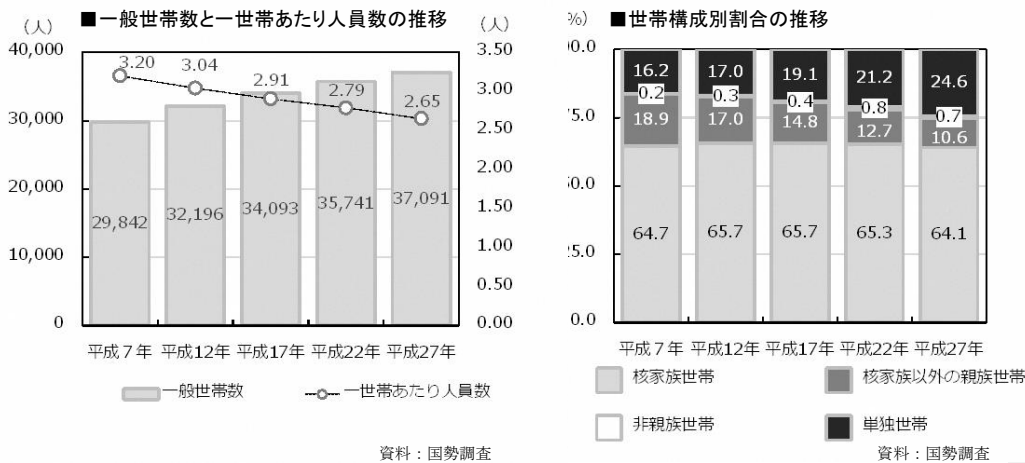


子どもを産み育てる世代に大きな人口の膨らみがない

③世帯数・世帯構成の状況

本市の一般世帯数は増加を続けていますが、その一方で一世帯あたり人員数は減少しています。

世帯構成別割合の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も大きくなっており、また単独世帯の割合が増加していることから、世帯規模が縮小化していることがうかがえます。

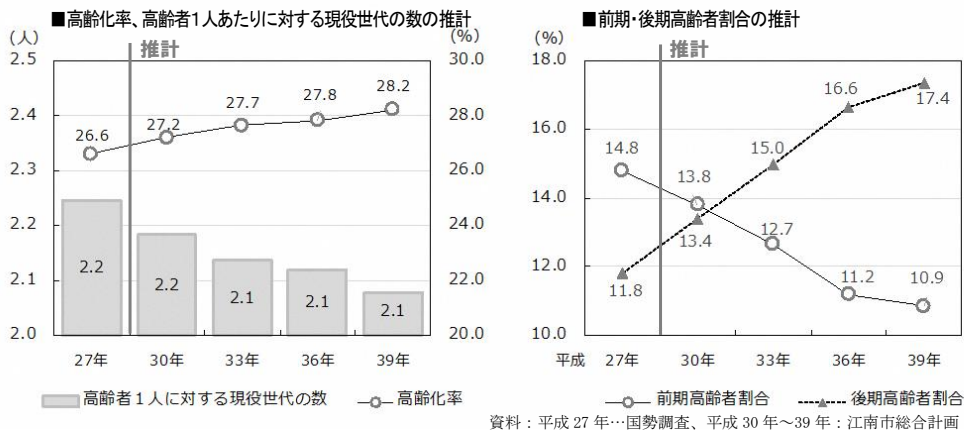


(2) 高齢者の状況

①高齢化率の状況

少子高齢化・人口減少に伴い、高齢者1人に対する現役世代の数も減少し、いわゆる支援の担い手の受け皿が縮小していくことが予想されています。

また、前期・後期高齢者割合は平成30年以降に逆転し、その後も後期高齢者割合は増加傾向で推移していくことが見込まれています。

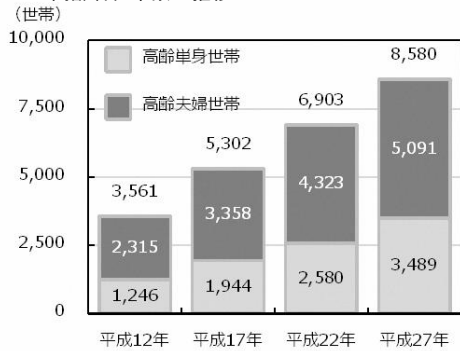


②高齢者世帯数の状況

本市の高齢者世帯数は、高齢化の進行に伴い平成12年から平成27年にかけて約2.4倍に増加しており、特に高齢単身世帯で増加割合が大きくなっています。

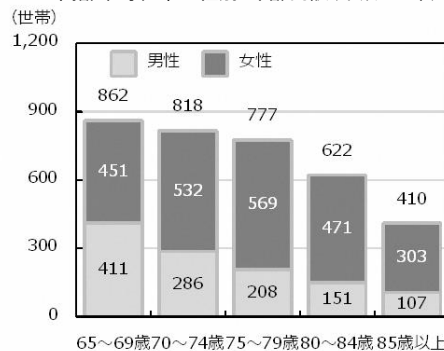
高齢単身世帯の内訳をみると、80歳以降の世帯が約3割を占めており、その約7割を女性が占めています。

■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

■高齢単身世帯の性別・年齢内訳(平成27年)

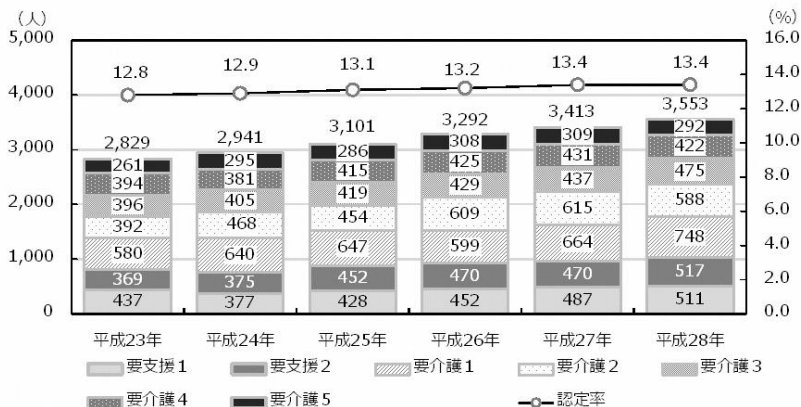


資料：国勢調査(平成27年)

③要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数は増加しており、特に要支援2で増加割合が大きくなっています。認定率は平成23年から平成27年まで増加で推移しています。

■要支援・要介護認定者数、認定率の推移



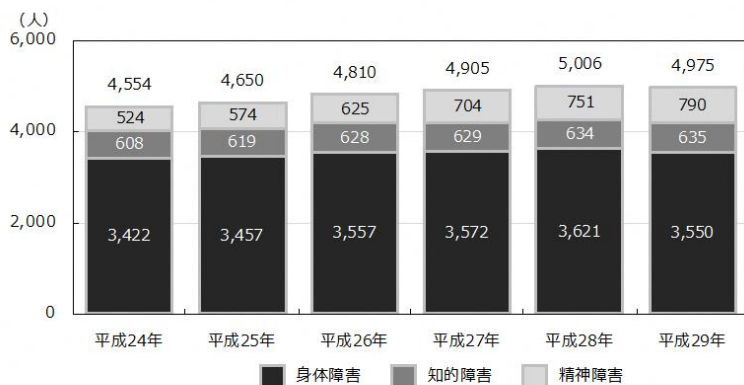
資料：介護保険事業状況報告(月報) 各年3月末現在

(3) 障害のある人の状況

① 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者で増加がみられます。

■ 障害者数の推移



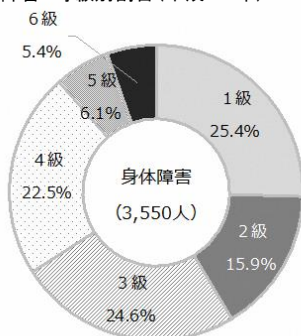
資料：福祉課（各年4月1日現在）

※グラフ中の「身体障害」は「身体手帳所持者」、「知的障害」は「療育手帳所持者」、「精神障害」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」を表しています。

② 各手帳所持者の状況

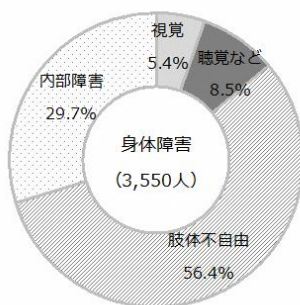
身体障害の内訳をみると、等級別割合では「3級」が最も多くなっています。また、障害種別の割合では、「肢体不自由」が半数以上を占めています、「内部障害」も約3割みられます。

■ 身体障害 等級別割合（平成29年）



資料：福祉課（4月1日現在）

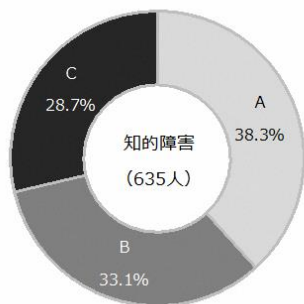
■ 身体障害 障害種別割合（平成29年）



資料：福祉課（4月1日現在）

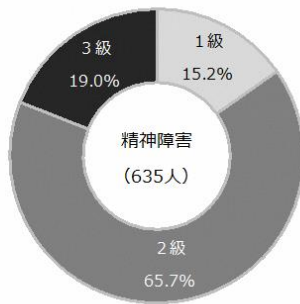
知的障害の内訳をみると、判定別割合では「A」が最も多くなっています。
精神障害の内訳をみると、「2級」が半数以上を占めています。

■知的障害 判定別割合(平成29年)



資料：福祉課（4月1日現在）

■精神障害 等級別割合(平成29年)



資料：福祉課（4月1日現在）

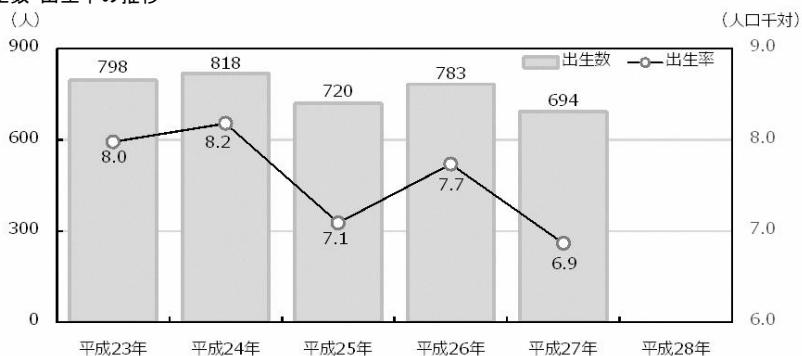
(4) 子ども・子育て世帯の状況

①出生の状況

本市の出生数は増減を繰り返していますが、平成23年と平成27年を比べると減少しています。出生率*もあわせて減少傾向となっています。

※出生率…人口1,000人あたりの出生数

■出生数・出生率の推移



資料：出生数…人口動態調査、出生率の算出に用いた人口…あいちの人口（推計）月報

②ひとり親世帯等の状況

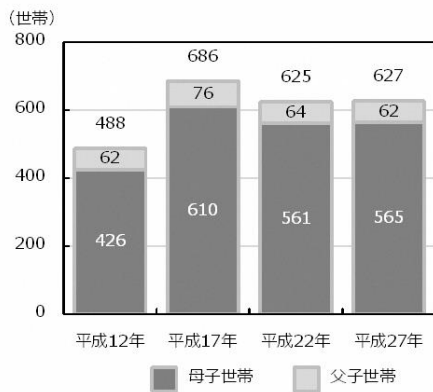
母子・父子世帯[※]数は平成12年から平成17年にかけて大きく増加し、その後はほぼ横ばいで推移しており、平成27年には627人となっています。

児童扶養手当[※]受給者数は平成26年から平成27年にかけて減少し、その後はほぼ横ばいで推移しており、平成29年には736人となっています。

※母子・父子世帯…未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

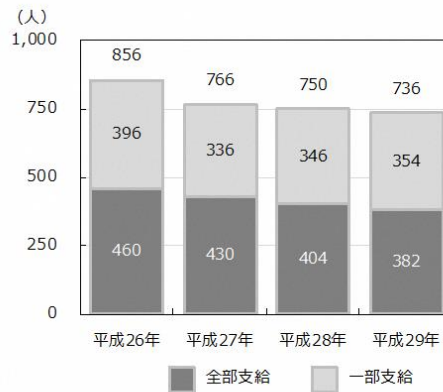
※児童扶養手当…ひとり親家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のために手当を支給する制度

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

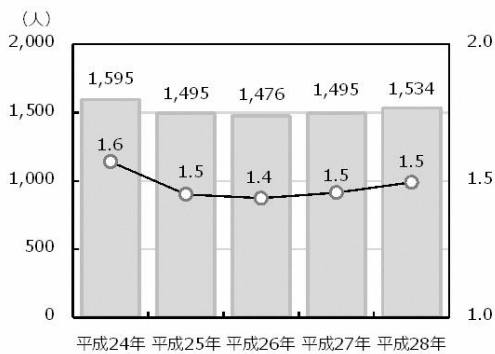
■児童扶養手当受給者数の推移



資料：子育て支援課

(5) 外国籍市民の状況

■外国籍市民数・総人口に占める外国籍市民の割合の推移

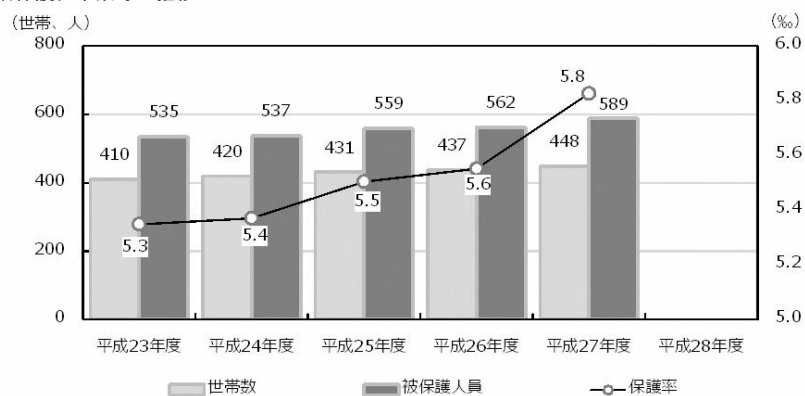


(6) 生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯数・被保護人員は増加しています。
保護率^{*}もあわせて増加し、平成27年度には5.8%となっています。

※保護率…総人口1,000人あたりの被保護人員の割合

■生活保護世帯数等の推移



資料：福祉課

(7) 地区の状況

コメントの追加 [土屋志衣乃1]: 中学校区別の年齢別人口、世帯数の数値の提供をお願いいたします。

2 アンケート等からみる市民や活動主体者の意識

(1) アンケート調査結果

本計画の策定に際し、地域の現状やニーズ、活動主体者の活動状況等を把握し、施策立案の検討材料とするため、以下の2種の調査を実施しました。

①市民意識調査

市内在住の18歳以上の市民を対象に、福祉に関する考え、地域活動への参加状況などの実態をお聞きしました。

②活動主体者調査

地域で活動している民生委員・児童委員や区長・町総代を対象に、活動の状況や課題等をお聞きしました。

■回収結果

	配付数	回収数	回収率
①市民意識調査	2,000	984	49.2%
②活動主体者調査	281	201	71.5%

以下、アンケート調査結果概要掲載予定。

(2) ヒアリング調査結果

ヒアリング調査結果概要掲載予定。

3 地域福祉懇談会からみる江南市の現状

地域福祉懇談会結果概要掲載予定。



第	3	章			
計	画	の			
基	本	的	な		
考	え	方			



1 計画の基本理念

2 計画の基本目標

3 施策体系



第	4	章	
施	策	の	
展	開		





第	5	章				
重	点					
プ	ロ	ジ	エ	ク	ト	





第	6	章		
各	地	区	の	
方	向	性		





第	7	章		
計	画	の	推	進



資料編



